

未来を見据えた「持続可能な経営」と 「自己改革」の実現

素志貫徹 そしかんてつ 常に こころざし 志 を抱きつつ懸命に な 為すべきを な 為すならばいかなる
困難に会うとも道は必ず開ける。
成功の要諦は成功するまで続けることにある。

自主自立 た 他を頼り・人をあてにしては事は進まない。
自らの力で自らの足で歩いてこそ、他の た 共鳴も きょうめい 得られ、
知恵も力も集まって良き成果がもたらされる。

感謝協力 つど いかなる人財が集うとも、和がなければ成果は得られない。
常に感謝の心を抱いて互いに協力しあってこそ、信頼が つちか 培
われ、真の発展も生まれてくる。

三悪追放+1

- ◎ おごり
- ◎ 油断
- ◎ 手抜き
- ◎ あせり

仕事の心得

- ◎ 報告
- ◎ 連絡
- ◎ 相談
- ◎ 最終 詰めの処置

六つのテスト

- ◎ おはようと言う (明るい心)
- ◎ はいと言う (素直な心)
- ◎ お陰様と言う (謙虚な心)
- ◎ すいませんと言う (反省の心)
- ◎ わたしがしますと言う (奉仕の心)
- ◎ ありがとうと言う (感謝の心)

はじめに

令和3年度は、3年に一度の介護報酬改定の年となります。今回の改定における国の基本的な考え方としては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「1. 感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊世代の全ての方が75歳以上となる2025年、また2040年も見据えながら、「2. 地域包括ケアシステムの推進」、「3. 自立支援・重度化防止の取組みの推進」、「4. 介護人材の確保・介護現場の革新」、「5. 制度の安定性・持続可能性の確保」を図るため、5つの柱に基づいた改定となりました。（※改定率：+0.7%のうち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価0.05%〈令和3年9月末まで〉）

当施設は、平成15年9月に開設し、現在18年目を迎えています。その為、大型設備更新が近々の課題となっています。計画的に設備更新を進めていく為、財務状況とのバランスに注意しながら、中期計画に沿った設備更新を進めます。

介護保険サービス事業者は、6年毎に更新を行わなければ指定の効力を失います。今年度は、「特別養護老人ホームふれあい」「グループホーム花ごよみ」「居宅介護支援事業所ふれあい」の3事業所が、開設して3度目の更新を迎えます。介護保険法とその他の関連する法令を遵守し、自己点検・評価を行い、常に適正な事業運営とサービスの質の向上に努めていきます。

入居者様が“安心して暮らせる”、介護職員が“安心して働ける”環境作りを目指し、福祉機器(床走行式リフト・眠りスキャン)の実践的な導入について、重点的に取り組みます。

【床走行式リフト（3台導入）】

特別養護老人ホームの入居者様は現在、平均介護度4.1。身体介助等を行う上で、今まで以上に様々な工夫や技術の向上が必要となります。これまでも、「抱え上げない介護の実践」「腰痛予防」に力を入れて取り組んできましたが、リフ

トの使用により、体力に自信のない職員、妊婦や高齢の職員でも、安全・安心な移乗介助が可能となります。

【眠りスキャン（見守りセンサー）】

令和2年度 滋賀県介護職場環境改善支援（介護ロボット導入支援）事業費補助金の採択を受け、特別養護老人ホーム、ショートステイの全室に設置しました。また通信環境整備として、本館・遊楽庵・花ごよみに、無線LAN環境を整備しました。眠りスキャンは、入居者様の睡眠と覚醒、離床の状態、就寝中の呼吸数・心拍数がモニターに表示され、容態変化や行動変化等にいち早く気付き、素早く対応することが可能になります。感染症発生時には感染拡大の防止、夜間帯のリスク軽減により安心安全へと繋がります。

また、介護記録システムとの連動により、情報を自動で取り込むことができるため、転記・記録の時間を大幅に削減することができます。就業環境を改善することで業務の効率化・簡素化に繋がり、介護職員の身体的・精神的な負担を理由とした離職を防ぎ、定着率、平均勤続年数の改善を目指します。

兼ねてより計画しております施設東側土地を活用した、機能訓練施設及び研修施設、並びにこれらの施設に必要な駐車場整備、障害者就労継続支援B型事業所整備事業について、今年度は、地権者様等との契約、開発申請・許可、造成工事（駐車場整備）を進めます。また、「障害者就労継続支援B型事業所 事業計画」をより詳細に組み立て、障がいの有無に関わらず、すべての人が自分らしく安心した生活を送れるよう、福祉課題の解決に向け邁進します。

新たな事業への取り組みとして、令和3年4月開始予定の近江八幡市委託事業「障害者入浴サービス事業」の受託に向け、検討します。

時代とともに、変化していく福祉ニーズに対応するため、多様な人財の能力や特性を最大限に活かし、持続性のある組織として成長してまいります。

＜重点Ⅰ：資格取得＞

- (1) 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事、社会福祉士、介護職員実務者研修の取得率向上
- (2) キャリアパスに応じた研修体制の見直しと更なるシステムの構築

＜重点Ⅱ：仲間と一体感を持ちながら仕事に励むことができる＞

- (1) 役職者研修会・交流会を開催（役職者の育成・帰属意識の向上・課題の吸い上げ・抱え込み防止・自律した職員の育成）
- (2) 職員親睦会の充実と活性化
- (3) 外部研修への積極的な参加・同職種との繋がりによる向上
- (4) 職員個別面談による信頼関係強化（年2回実施 第1回8月～9月 第2回1月～2月）

＜重点Ⅲ：職員一人ひとり自身の仕事に誇りを感じる＞

- (1) 現行の人事考課項目を役職者参加型で見直し、法人が目指す職員標準基準の統一を図る（考課者訓練）
- (2) 初任者研修、福祉の職場説明会等への職員派遣
- (3) 適材適所の人事配置
- (4) 自分の得意とするもの（趣味）を把握し、その能力を活かせる工夫、現場で発揮できる支援、研鑽の機会を確保

＜重点Ⅳ：組織に対する満足度を高める＞

- (1) いくつになっても、腰痛になっても働き続けられる、腰痛離職ゼロを目指す（福祉機器の導入等）
- (2) 表彰制度の充実（各課の取組発表等）
- (3) 休暇の有効利用の促進（有給休暇の柔軟な利用）

<その他の柱と取り組み内容>

- 1) 人財の確保・育成と組織基盤の確立
- 2) 地域貢献の推進
- 3) サービスの質の向上
- 4) 健全な財務基盤の確立
- 5) 労働環境の整備
- 6) 職場内コンプライアンス強化
- 7) 防災関連
- 8) 障がい者支援サービスへの参入

1) 人財の確保・育成と組織基盤の確立

職員採用が困難な時代に入っている。法人の魅力を世代に合わせた形で情報発信することが求められている。人財育成・働き方・キャリアアップ・職場内人間関係。以上のポイントを押さえた採用活動を展開していく。

役職者・中堅職員のキャリアアップを後押しする体制を構築する。役職者には、特にマネジメントに必要な「コミュニケーション能力」「アセスメント能力」「連携」を強化していく。

- ① 施設内就職説明会、企画運営の実施（9月～10月頃）
- ② 入職者への個別教育体制とフォローアップ体制の構築
- ③ 役職者のマネジメント強化研修の実施（適時役職会議）
- ④ 役職者の連携により組織基盤の強化を図る
- ⑤ 資格取得助成制度の活用推進
- ⑥ 認知症ケアに対する研修の強化

2) 地域貢献の推進

時代・ニーズに沿った実習生の受け入れ、中高生のインターンシップ活動、職場体験の受け入れを継続する。小中高の学習指導の依頼があれば、職員派遣し福祉理解の一助となるよう取り組む。

- ① 実習生（初任者研修・実務者研修・介護支援専門員実習・教育実習）の受け入れ
- ② 中高生のインターンシップ活動・職場体験の受け入れ

- ③ 福祉の就職を考えている方の疑問や不安を取り除くことを目的とした職場体験の受入れ
- ④ 小中高における福祉教育の積極的な協力と、福祉の理解と仕事の啓発

平成 28 年 10 月から運営をしている、遊べる・学べる淡海子ども食堂『ほのちゃん食堂』について、令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により休止を余儀なくされたが、国内の流行・ワクチン接種の状況を見極めながら、感染予防対策をしっかりと行った上で、再開をしていく。地域の方々への広報も進めながら、誰もが気軽に足を運べる居場所作り、更なる地域福祉の向上に向けた取り組みを行う。

- ① 法人の他職種が参加できる体制作り
- ② 隣接地域の方々との繋がり作り

3) サービスの質の向上

- ① 利用者・家族の立場に立ったケアの内容や対応の改善
 - ・アンケート調査や要望等に対し、職員全員が問題意識を持ち改善への道筋を立てる
 - ・サービスの質における勉強会の実施、必要に応じた外部研修の参加促進
- ② 外部評価等から寄せられた意見・苦情に対する対応の検討
 - ・外部評価からの意見等に対する改善策の検討
 - ・苦情等に対して共有を図り、一体的な改善に取り組む。
(・介護相談員や地域の方々との意見交換会)
- ③ 福祉機器や I C T の導入によるケアの質の向上
 - ・利用者の生活環境の整備
 - ・移乗用リフトの導入
 - ・眠りスキャン、無線 L A N 環境整備 (I C T)

4) 健全な財務基盤の確立

介護保険事業の安定運営のため、地域福祉の課題解決型サービスに取り組む必要がある。通所系サービスにおいては、月内において稼働率に変化が見られる。外部への発信力を高める必要がある。活動内容や空き状況等を居宅介護支援事業所へ小まめに発信することで、安定した収益を確保する。入所系においては、安定した待機者の確保に努める。同時に介護報酬改定に柔軟に対応していく。

近江八幡市委託事業として、新事業“障害者入浴サービス事業”に取り組む。

設備投資において、中期計画に沿った計画的な設備更新を実施する。介護部門・経理部門等との情報共有により、収入と支出のバランスを慎重に見極めた経営に取り組む。

- ① 介護保険事業収入の維持・向上
- ② 設備備品管理体制の強化・中期計画に沿った設備投資
- ③ 障害者入浴サービスの実施と就労支援事業の準備

5) 労働環境の整備

ハード面について、介護補助機器(移乗用リフト)、眠りスキャン・無線LAN環境整備(ICT)の導入、職員駐車場の整備を実施し、安心して働くことができる環境を整える。

ソフト面については、職員間の相互理解・信頼構築活動への取り組みを通じて「話せる環境」作りを目指す。

- ① ストレスチェック評価に基づく職員ケアの充実
- ② 労働災害防止の取り組みとして「腰痛予防対策の推進」。

6) 社内コンプライアンス強化

法令遵守内部管理体制を強化するため、法令遵守責任者(施設長)が主導となり、内部監査員を指名し、事業所の運営・法令遵守状況について内部監査を実施し、法令違反の未然防止に努める。引き続き、法令違反の早期発見と通報処理体制を周知徹底し、風通しのよい職場環境づくりに努める。

また、障害者就労継続支援B型事業所の指定を受けられるよう、関係機関と連携を図り進めていく。

- ① 役職職員に対する法令遵守研修の実施(年1回)
- ② 内部監査員の任命と各事業所の内部監査の実施(年1回)
- ③ 内部監査実施後の改善点検(年1回)
- ④ 法令違反に関する相談等による要因・背景・問題点の研究と再発防止に向けた検証

7) 防災関連

- ① 非常災害対策計画に基づいた適正な運用が行えるよう、非常災害対策計画を活用した訓練を実施する。(年1回)
- ② 通常の防火防災対策の推進と委員会機能の拡充

- ③ 福祉避難所としての適正運営
 - ・近江八幡市との協定：「災害発生時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」（平成25年10月24日）
 - ・滋賀県との協定：「災害時における広域福祉避難所に関する協定」（平成27年11月26日）
- ④ 他法人との災害対策の連携強化を図る

8) 障がい者支援サービスへの参入

近江八幡市委託事業として、法人内入浴機器を利用した“障害者入浴サービス事業”を展開する。

東側土地(畑地)について、関係諸機関と連携し今年度中に所有権移転・地目変更の完了を目指す。移転後、職員駐車場を整備し年度内の使用開始を目指す。また、障害者就労継続支援B型事業所の新規事業計画をまとめ上げ、事業を開始するべき準備を整える。

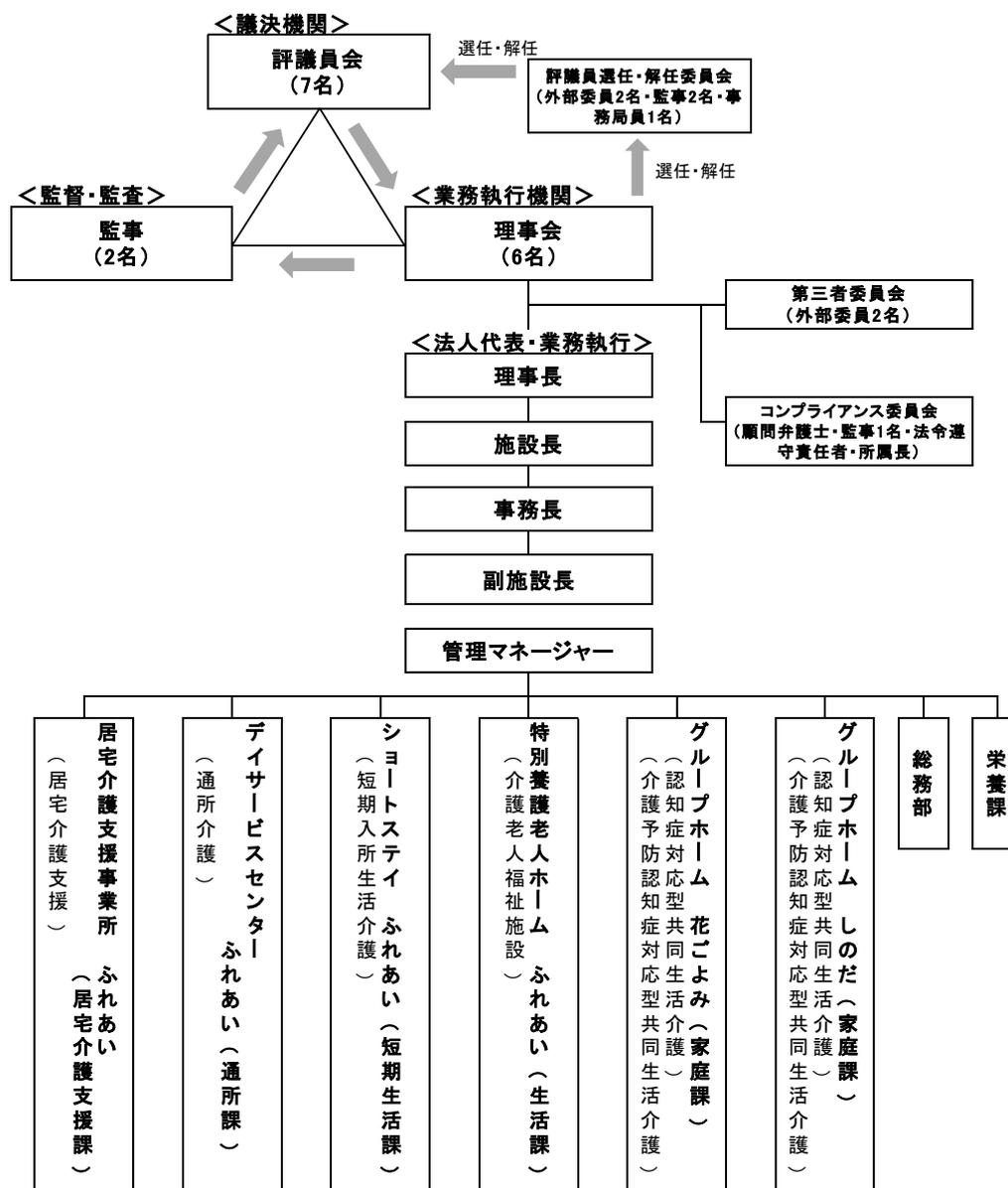
- ① 障害者入浴サービス事業の実施
- ② 東側土地の所有権移転・地目変更申請の完了
- ③ 新規整備計画の完了(職員駐車場：10月完成予定)
- ④ 障害者就労継続支援B型事業所新規事業計画の作成

(1) 社会福祉法人ほのぼの会組織体制

社会福祉法人制度改革により、「経営組織のガバナンスの強化」「地域における公益的な取組」「事業経営の透明性の向上」「財務規律の強化」について取り組んでおり、今後もその成果が問われます。

社会福祉法人はその使命を果たすべく、その存在意義を自覚しながら適切な経営を行い、社会福祉の主たる担い手としての役割を果たしていく為に、福祉サービスの継続だけでなく、地域の福祉ニーズ・複合化した課題・制度の狭間にある問題等に対し、行政・住民・多様な関係機関と協働しながら、積極的に取り組んでまいります。

今年度は、理事・監事・評議員・評議員選任解任委員の、任期満了に伴う選任の年となるため、法令に従い正しい手続きのもと、選任してまいります。



【年間行事】

年月	行 事	摘 要
2021 年 4 月	入職式・職員辞令交付式 評議員会	
5 月	監事監査 理事会	令和 3 年度事業・会計決算監査 令和 3 年度事業報告・決算承認他
6 月	評議員選任解任委員会 定時評議員会 理事会 第三者委員会 ほのぼのだより発行	次期評議員選任 役員選任 決算承認 理事長選任 苦情報告・改善策検討
7 月	職員健康診断 ストレスチェック	夜勤従事者対象 職員対象
9 月	開設記念日(1 日)、永年勤続表彰式	
10 月	コンプライアンス委員会 職員駐車場完成(予定)	内部監査実施報告、法令遵守体制
11 月	インフルエンザ予防接種 ほのぼのだより発行	入居者・職員全員対象
12 月	理事会	補正予算審議他
2022 年 1 月	職員健康診断 障害者入浴サービス事業開始(予定)	全職員対象
2 月	ほのぼのだより発行	
3 月	入居者健康診断 理事会	次年度事業計画・予算審議他

○親睦会事業 ※新型コロナウイルス発生・収束状況をみて事業実施を検討

○子ども食堂(ほのちゃん食堂) ※新型コロナウイルス発生・収束状況をみて開催検討

特別養護老人ホーム ふれあい（生活課）

【運営方針】

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。

特別養護老人ホームふれあいは、地域社会や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

【重点目標】 事業運営の指定更新が得られるよう努める

本年8月31日に事業指定期間が満了するため、指定更新申請がスムーズに行えるよう自己点検を行い、書類整備をしっかりとし、更新許可が得られるよう取り組みます。

【年間目標】

<介護職員>

1. ユニットケアにより一人ひとりの入居者に提供するケアの充実を図ります。
2. 定期的に行われるイベントを通し笑顔がみられるようなサービス提供に努めます。
3. レクリエーションの充実を図ります。
4. 入居者や家族からの要望や苦情に対して誠意を持って対応します。
5. 専門職として自覚を持ち、入居者の支援に臨み、「技術・知識」の向上に努めます。
6. 施設外研修での情報は新しい取組みのきっかけになるよう伝達研修を行います。
7. 1人ひとりの食形態に合わせ、食べる楽しみを充実させます。
8. 多職種と連携し入居者、家族に寄り添った看取りケアを行います。
9. 職員間の信頼関係を作り、働きやすい環境に努めます。
10. 床走行式リフトを使用し、ノーリフトケアの観点から入居者様・職員共に負担軽減に向けたケアに努めます。

<介護支援専門員>

1. 入居者、家族との信頼関係を構築し、深めます。（丁寧、迅速、的確な対応。）
2. アセスメント（課題分析）、サービス担当者会議（入居者、家族の意向、総合的な援助方針、解決すべき課題、役割分担の確認）、モニタリング（サービス実施状況の継続的な把握及び評価）、再アセスメントを的確に実施し、理念に沿った介護計画を作成します。
3. 多職種との連携、協働の強化を図ります。入退院時の病院連携を密に行い、継続したケアができるように努めます。

4. 各専門職とのチームケアを心掛け、入居者・家族が望む生活を少しでも実現できるように努めます。また、こちらから積極的に提案を行い、入居者本人の生活の質・満足度の向上に努めます。

<生活相談員>

1. 看取りケアに必要な医療的な知識の習得とケアの現状を学びます。入居者が安楽に過ごせるように、また、家族には安心できる情報提供ができるようにします。
2. 引き続き、退所から2週間を目途に新規の入居者が入居できるよう努力します。
3. 多職種との連携、協働の強化を図ります。入退院時の病院連携を密に行い、継続したケアができるように努めます。

<看護職員>

1. 看護師による日常健康管理を行うとともに嘱託医・協力医療機関との連携により疾病の早期発見と早期治療に努めます。
2. 感染症予防対策等の施設内衛生管理指導・配薬管理の徹底によりリスク管理に努めます。
・インフルエンザの感染、ノロウイルスの感染、新型コロナウイルスの感染の予防と対策について指導していきます。内服管理における事故ゼロを目指します。
3. 多職種と連携し、入居者、家族の希望や心身の状態を考慮した適切かつ柔軟な看護の提供に努めます。家族と進んでコミュニケーションを図ります。
4. 看取り看護の充実
入居者、家族の意思と権利を最大限に尊重し、入居者の尊厳を保つと共に、安らかな死を迎える為の終末期にふさわしい最善の医療、看護、介護の提供に努めます。

【利用率（稼働率）の目標】

定員：50床（全室個室）

6ユニット体制（梅8名・桃9名・桜10名・藤5名・紫陽花8名・石楠花10名）

	上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	年間
延利用者数（人）	9,000	8,950	17,950
稼働延日数（日）	9,150	9,100	18,250
稼働率（%）	98.3%	98.3%	98.3%

【年間行事計画】

入居者に、季節を感じていただける行事の開催に努めます。

4月	お花見
5月	新人紹介・母の日・いちご狩り
6月	父の日・梅雨

7月	七夕
8月	納涼祭
9月	敬老会

10月	ハロウィン（仮装大会）
11月	紅葉狩り・ほのぼの文化祭
12月	クリスマス・忘年会

1月	お正月・初詣
2月	節分・豆まき
3月	ひな祭り・左義長祭り

ショートステイ ふれあい（短期生活課）

【運営方針】

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【年間目標】

- ・ その方にあった処遇、サービスは何かを考え、利用者の在宅生活の延長線上となるよう、安心、安楽な環境作りに努めます。
- ・ 他のショートステイとの違い、魅力を作り、「また泊まりたい」と思っただけのサービスを考案し、稼働率アップを目指します。
- ・ 介護職員、看護師、生活相談員が専門職として適正な倫理観のもとに、他職種との連携を大切に、利用者の目線に合わせたケアができるよう職員の研鑽に努めます。

【利用率（稼働率）の目標】

定員：19名（全室個室）

2ユニット体制（すみれ8名・たんぽぽ11名）

	上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	年間
延利用者数（人）	2,928	2,911	5,839
稼働延日数（日）	3,477	3,458	6,935
稼働率（%）	84.2%	84.2%	84.2%

【年間行事計画】

- ・ レクリエーション・体操などによりメリハリのあるサービスを毎日実施。
- ・ 毎月、季節に合わせたお菓子や食事作りなどを実施。
- ・ 気候が穏やかな時期は外出行事を企画。

4月	お花見（室内）
5月	食事レク
6月	ガーデニング
7月	夏祭り
8月	花火大会
9月	敬老会

10月	運動会・ハロウィン
11月	文化祭
12月	クリスマス会
1月	新年会
2月	食事レク
3月	ひな祭り

デイサービスセンター ふれあい（通所課）

【運営方針】

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

【年間目標】

- ・ 関係法令及び法人が定める諸規程及び理念や社会的ルールを遵守した事業を運営します。
- ・ 利用者の歴史を尊重し、心豊かに過ごしていただけるよう個々に寄り添うサービスの提供に努めます。
- ・ 利用者の日常生活を楽しむ意欲を引き出せるよう、充実したレクリエーションを実施します。
- ・ 利用者・家族・介護者等からの要望などを積極的に取り入れ、利用者の尊厳を守り家族・介護者等が無理のない生活を維持できるよう支援します。
- ・ 交通事故ゼロを目指します。
- ・ 職員は介護技術の向上に努め、利用者にあった介護方法を見極めたサービスの提供に努めます。

【利用率（稼働率）の目標】

定員：35名（営業日：月～土 12/31～1/3は除く）

	上半期（4～9月） （157日）	下半期（10～3月） （153日）	年間 （310日）
延利用者数（人）	4,506	4,391	8,897
稼働延日数（日）	5,495	5,355	10,850
稼働率（％）	82.0％	82.0％	82.0％

【年間行事計画】

4月	お花見・音楽会
5月	おやつ作り
6月	ドライブ（アグリパーク）
7月	七夕まつり（笹飾り）
8月	夏祭り・盆踊り
9月	敬老会 運動会

10月	焼き芋
11月	ドライブ（外食） 物作り（工作）
12月	クリスマス会 音楽会・
1月	初詣、書初め、正月遊び
2月	バレンタインおやつ作り
3月	ひな祭り（雛飾り作り）

居宅介護支援事業所 ふれあい（居宅介護支援課）

【運営方針】

1. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
2. 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏することのないよう公正中立に行います。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町、他の居宅介護支援事業者、介護施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。
4. 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守します。

【重点目標】事業運営の指定更新が得られるよう努める

本年11月30日に事業指定期間が満了します。更新前の実地指導は既に終了していますが、指定更新申請がスムーズに行えるよう自己点検を行い、書類整備をしっかりとし、更新許可が得られるよう取り組みます。

【事業方針】

1. 介護保険法令の趣旨に従い、居宅介護支援業務を遂行する
 - ・ 利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮する
 - ・ 利用者、家族の選択に基づき、医療福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されるよう支援する

- ・ サービスの調整は利用者の意思、人格を尊重し、公正中立に行う
 - ・ 市町村、他の居宅介護支援事業所、医療、介護保険施設等との連携につとめる
2. 要支援 認定者のケアプラン作成に当たっては 委託された近江八幡市介護予防事業所と連携、指導を受け、受託契約を遵守し業務を行う
 3. 居宅介護支援依頼についてはできるだけ利用者や家族の希望に添い担当をさせていただく
 4. 帳票類の作成、定められた会議の実施など適時に行う
 5. 内部・外部研修に積極的に参加し、スキルアップする
 6. 自己研修により介護支援専門員としての資質の向上を図る
 7. 法人の基本、運営方針に沿い、居宅支援業務を行う
 8. 接遇に注意し 利用者・家族に 不快感を持たれないように注意する
 9. 法人内のデイサービスやショートステイとの連携を図り体調不良時や緊急時に迅速な対応ができるようにする
 10. 他の居宅介護支援事業所との連携を強化し、情報の把握に努める。(圏域連絡協議会への参加、委員会への参加等)

【年間目標】

今年度の改正は居宅介護支援のみならず、通所介護等のサービス事業所においても大きな変更があると思われま。改正内容を的確に把握し適正な運営ができるように、また利用者にとっても不利益とならないようにしっかりと説明を行います。また新規利用者の受け入れを積極的に行い、給付管理件数を目標達成できるように取り組みます。

【利用（稼働）の目標】

	上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	年間（延べ件数）
利用件数（件） （うち、予防件数）	50（4）	60（4）	708

グループホーム 花ごよみ（家庭課）

【運営理念】

『あなたらしく生きる』

認知症高齢者一人ひとりの個性を尊重し、あなたらしく暮らしていただだけ、地域に根差したグループホームを目指します。

【運営方針】

認知症になり要介護（要支援2）状態となっても、人間として尊厳をもって最後まで生活していくことを目的に、共同生活を営むためのいろいろなサービスを提供します。

1. 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で、自立した日常生活を送ることができるよう配慮します。

2. 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
3. 共同生活住居における介護従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供の方法等について、理解を得るように説明します。
4. 事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
5. 身体拘束を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。
6. 自らその提供する事業の質の評価を行なうとともに、定期的に外部の評価を受けて結果を公表します。また地域との結びつきを大切にし、地域活動に参加するなど常に改善を図ります。

【重点目標】事業運営の指定更新が得られるよう努める

本年8月31日に事業指定期間が満了するため、指定更新申請がスムーズに行えるよう自己点検を行い、書類整備をしっかりとし、更新許可が得られるよう取り組みます。

【年間目標】

1. 目の前の対応に追われるだけでなく、他職種と連携し利用者が困っている状況を改善できる対策を考え、利用者が安心できる居場所となるよう努めます。
2. 日々の暮らしの中に利用者それぞれができることを少しでも取り入れ、自分の存在感を実感できる居心地のよい生活の場となるよう努めます。
3. 職員が謙虚な姿勢で気持ちよく仕事ができ、信頼感を持って働ける環境となるようお互いに努力します。

【利用率（稼働率）の目標】

定員：9名（全室個室）

	上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	年間
延利用者数（人）	1,647	1,608	3,255
稼働延日数（日）	1,647	1,638	3,285
稼働率（%）	100.0%	98.1%	99.0%

【年間行事計画】

4月	上田町観桜会、しゃくなげ鑑賞会、ドライブ	10月	お花の植え替え、コスモス鑑賞会、運動会、ドライブ
5月	いちご狩り、端午の節句、防災訓練、ドライブ	11月	紅葉見学、防災訓練、ドライブ
6月	あじさい見学、ドライブ	12月	クリスマス会、ドライブ
7月	七夕祭り、ドライブ	1月	早春行事、初詣、新年会、ドライブ
8月	ドライブ	2月	節分（豆まき）、ドライブ
9月	お彼岸のおはぎ作り、ドライブ	3月	ひな祭り、ドライブ

※ 誕生日会随時開催、個別外出支援、日帰り帰宅支援、訪問看護1回/週

グループホーム しのだ（家庭課）

【運営理念】

- 1、認知症が重度化しても人間としての尊厳や権利を損なわず、最後まで“その人らしい”^{ひと}生き方を追求します。
- 2、認知症高齢者が“地域と共にある”ことをしっかり踏まえ、地域の一員として暮らすことを目指します。

【運営方針】

認知症になり要介護（要支援2）状態となっても、人間として尊厳をもって最後まで生活していくことを目的に、共同生活を営むためのいろいろなサービスを提供します。

1. 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で、自立した日常生活を送ることができるよう配慮します。
2. 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。
3. 共同生活住居における介護従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供の方法等について、理解を得るように説明します。
4. 事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
5. 身体拘束を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。
6. 自らその提供する事業の質の評価を行なうとともに、定期的に外部の評価を受けて結果を公表します。また地域との結びつきを大切にし、地域活動に参加するなど常に改善を図ります。

【年間目標】

1. 地域を生活圏とし、施設利用者ではなく地域住民として暮らしていけるように支援します。
2. 温かい心のこもった関わりと個別援助により、尊厳を持って暮らす事のできるように支援します。

【利用率（稼働率）の目標】

定員：18名（全室個室）

2ユニット体制（扇9名・夢9名）

	上半期（4～9月）	下半期（10～3月）	年間
延利用者数（人）	3,129	3,112	6,241
稼働延日数（日）	3,294	3,276	6,570
稼働率（%）	94.9%	94.9%	94.9%

【年間行事計画】

4月	観桜会・いちご狩り
5月	篠田花火・避難訓練
7月	七夕まつり
8月	地藏盆、盆踊り
9月	日帰り旅行(扇)
10月	コスモス鑑賞会

11月	日帰り旅行(夢)・避難訓練
12月	クリスマス会・家族会
1月	初詣
2月	節分
3月	ひな祭り・家族会

※ 利用者誕生日会随時開催、訪問看護1回/週

総務課

【年間目標】

1. 明るい笑顔と声での窓口対応・電話対応を心掛ける
2. 業務に必要な知識の向上、改正法令等への適正な対応と処理(期日厳守)
3. 機器・備品等の修繕や故障に対する迅速かつ適切な対応
4. 法人全体を考えた業務効率化の検討・提案、経費削減への取り組み
5. 整理整頓・清潔な環境維持(目配り・気配り)
6. 情報共有、気付きの共有、ダブルチェック等による事務処理ミスの防止